

収入基準額算出計算

①給与所得の算出

年収総額区分(円)	年収総額	所得額の算出	所得金額
0 ~ 550,999	円		0円
551,000 ~ 1,618,999	円	年収 - 550,000	円
1,619,000 ~ 1,619,999	円		1,069,000円
1,620,000 ~ 1,621,999	円		1,070,000円
1,622,000 ~ 1,623,999	円		1,072,000円
1,624,000 ~ 1,627,999	円		1,074,000円
1,628,000 ~ 1,799,999	円	(@÷4)×2.4 +100,000	円
1,800,000 ~ 3,599,999	円	(@÷4)×2.8-80,000	円
3,600,000 ~ 6,599,999	円	(@÷4)×3.2 -440,000	円
6,600,000 ~ 9,999,999	円	年収×0.9- 1,100,000	円
10,000,000 以上	円	年収-1,950,000	円

@は千円単位で4で割り切れる額とする

②公的年金所得の算出

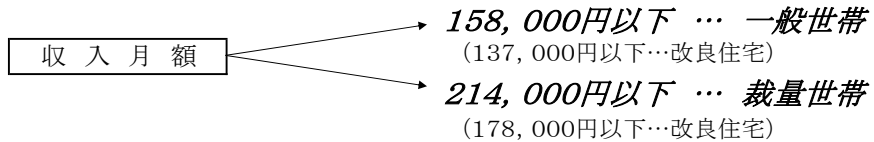
	年金支給額区分(円)	支給額	所得額の算出	所得金額
満65歳未満	0 ~ 600,000	円		0円
	600,001 ~ 1,299,999	円	支給額 - 600,000 =	円
	1,300,000 ~ 4,099,999	円	支給額 × 0.75 - 275,000 =	円
	4,100,000 ~ 7,699,999	円	支給額 × 0.85 - 685,000 =	円
	7,700,000 以上	円	支給額 × 0.95 -1,455,000 =	円
	年金支給額区分(円)	支給額	所得額の算出	所得金額
満65歳以上	0 ~ 1,100,000	円		0円
	1,100,001 ~ 3,299,999	円	支給額 - 1,000,000 =	円
	3,300,000 ~ 4,099,999	円	支給額 × 0.75 - 275,000 =	円
	4,100,000 ~ 7,699,999	円	支給額 × 0.85 - 685,000 =	円
	7,700,000 以上	円	支給額 × 0.95 - 1,455,000 =	円

③控除金額の算出

控除対象者	控除内容・控除金額(1人につき)		
給与所得者、公的年金等所得者	本人又は同居者のうち、給与所得又は年金所得を有する方(ただし、給与所得と年金所得の双方の所得がある方については、その合計金額から10万円(合計金額が10万円未満に場合はその額)の控除となります。)	10万円まで(所得金額10万円未満のときはその額)	
扶養親族(同居・遠隔)	・同居している親族 ・同居していない扶養親族	38万円	
特定扶養親族	上記のうち年齢16歳以上23歳未満で所得35万円以下の者	25万円	
老人控除配偶者 老人扶養親族	上記のうち年齢70歳以上の控除対象配偶者又は扶養親族	10万円	
障害者	普通	本人あるいは同居親族又は遠隔地扶養親族で身体障害者手帳の交付を受けている者(このうち1級又は2級の者は特別障害者)など	27万円
	特別		40万円
老年人	平成17年1月1日廃止。(ただしH17.1.1現在入居者は経過措置あり)		
寡婦(夫)	本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方 ①「夫と離婚した後婚姻していない方」で事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、扶養親族を有し、所得金額が500万円以下の方②「夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方」で事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額が500万円以下の方	27万円 所得が控除額未満の時はその所得金額を控除	
ひとり親	本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当する方 「現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方」で事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額48万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が500万円以下の方	35万円 所得が控除額未満の時はその所得金額を控除	

◆収入月額の算出と収入基準の判定

$$\frac{\text{①②の合計円} - \text{③の合計円}}{12 \text{ ヵ月}} = \text{収入月額}$$



※ 上記の収入月額を超過している場合は公営住宅の申込はできません。

対象としない収入

遺族年金(恩給)・障害年金・労災年金・退職所得・譲渡所得・生活保護法による扶助費・雇用保険・労災保険・休業補償金・仕送り・児童手当